昭和53年10月14日　第３種郵便物認可　平成16年7月15日発行第331号　毎月１回15日発行

行政とちぎ

とちぎ蔵の街美術館（栃木市）

2004. 7

No. 331

－ 目　　次 －

□研修に関する努力義務規定の新設・・・・・・・・・・・・・・・・2
□平成16年度第２回理事会が開催されました・・・・・・・3
□平成16年度日本行政書士連合会
定期総会が開催されました・・・・・・・・・・・・・4
□研修旅行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
□平成16年度屋外広告物講習会の開催について・・6～7
□経営状況分析申請等の
代行申請の取扱いについて・・・・・・・8～10
□建設業許可申請等の代理申請、
代行申請の取扱いについて・・・・・・・・11
□職務上請求書の様式について・・・・・・・・・・・・・12
□平成15年度関東地方協議会分科会報告その5・・・・・13
□副支部長の顔・おじゃましま～す・・・・・・・・・・14
□支局情報・交差点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15～16
□支局かわら版・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
□政連だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
□書士会日誌・経営事項審査実施日程・・・・・・・19
□頒布品一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
□木もれび・表紙写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
□会員の動き・お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

栃木県行政書士会

研修に関する努力義務規定の新設

栃木県行政書士会副会長　　横　山　　真

本年８月１日から改正行政書士法が施行される。主な改正内容は次の３点である。

１、行政書士法人制度の創設

２、研修に関する努力義務規定の新設。

３、懲戒に関する規定の整備。

１については、行政書士の業務についての国民の利便性の一層の向上を図るため、２及び３については、行政書士制度の基盤を強化することを目的とし改正されている。

研修に関して述べる。

改正行政書士法は研修に関して、これ迄にはなかった行政書士の努力義務規定として「行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。（第１３条の２）」と定めた。

また、このように研修会等の受講について努力義務規定が新設されたことにより、行政書士会や連合会の会則には、「行政書士の研修に関する規定」を設け、研修会等を定期的に開催すべきことが明確にされた。現在、行政書士会が研修会等を行う根拠として、「行政書士は行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行う事を目的とする（行政書士法第１５条第２項）」の規定があり、これに基づき業務の改善進歩を図るために必要な講演会や研修会の開催を行ってきたことを考えれば大きな改正となっている。

行政書士制度が国民の信頼を得て、国民より支持されるためには、一人一人の行政書士が研鑽を積み、業務遂行能力を高める必要がある。ここに研修会等受講の努力義務規定が定められた意味がある。法律に定められるか否かに拘わらず、行政書士会は自己の知識を高めようとする会員にその研修の場を提供することが大きな使命である。

改正行政書士法が施行されるのを機会に研修の在り方を次のように見直したい。

これまでの研修は、許認可等の申請書類を作成するということに重点をおき、その根拠法令のうち許認可等に関係する幾つかの条文を学ぶことに費やされていたが、今後はその根拠法令の全般にわたり理解することをも目的とした研修の場を考えて行きたい。根拠法令を全般的に理解することにより、許認可の意味も深く理解できるようになると考えるものである。

平成１６年度第２回理事会が開催されました

平成１６年第２回理事会が理事３４名中、３０名が出席し、６月１０日午後１時から、栃木県行政書士会館で開催されました。

その概要について報告致します。

会議は定刻、総務部斎藤理事司会のもと、宮嶋副会長の開会と岸会長の挨拶に始まり、岸会長は、前小林会長の残任期間について引き続き精一杯努力を傾注すること旨告げ、各位の協力を要請された。

議事は会則に則り、会長が議長となり議事録署名人に木下、岡井両理事、書記に事務局職員を指名し開会した。

議題は次のとおりです。

第１号　部の編成について
第２号　特別委員会の設置について
第３号　総会意見等の対応について
第４号　諸規程の見直しについて
第５号　平成16年度事業の具体的推進について
の５案です。

提案理由の説明と議決は次のように決まりました。

議案第１号は岸議長から、総会において新たに副会長１名、理事１名、綱紀委員１名が選任されたことに伴い、部の再編成が必要となったためその承認を求め、原案通り承認されました。

議案第２号についても岸議長から行政書士法の改正に伴う法人化と日行連の研修等にも関連し、本会での各部毎の研修について、その方法等を調整することを目的として、部の代表者による委員会の設置をして研修効果を図るための特別委員会を設置したい旨の説明があり、原案通り承認されました。

議案第３号については、先の総会で要望意見

のあった故小林前会長の生前の功績について、特別顕彰すべき提言について総務部より検討した結果、故人の功績を称える銘と、行政書士会名を付した楯を仏壇に供えることにする方法とすることを説明、功績銘文等を一任されたいことが承認されました。議長から、特に今後かかる事柄が生じたときにも贈るようにしたい旨の補足があった。

議案第４号については、諸規定の見直しの内、第１点の旅費の一部改正は、日本行政書士連合会からの出張命令による出張に、同一目的で本会役員等が同行した場合は連合会の旅費規程に準じた旅費を支給できることの改正であり、原案通り承認が得られた。

第２点の職員給与規程の一部改正については、現在の問題点と実状についての説明があり実状に即した形で問題点を改善するための改正案である旨の説明があり、一部に異論も生じましたが、採決により賛成多数で承認されました。

次に議題外で会則の一部改正に伴う施行規則での様式が変更となるが、日行連の会則規程等の一部改正に添った様式の改正に適合した改正を総務部で鋭意検討して行くので、本日提案できないことを議長から述べられ、今後の改正に当たって必要なときは書面決議等の方法について諮られ承認された。

第５号議案での具体的な事業計画については、総務部より順次説明し承認され午後３時４０分閉会となった。

（総務部長　秋田　豊）

平成１６年度日本行政書士会連合会定時総会が開催されました

平成１６年6月２４日（木）から２５日（金）にかけて、ウェスティン都ホテル京都に於いて日本行政書士会連合会の平成１６年度定時総会が開催されました。

総会に先立ち午前１０時から総務大臣表彰表彰状授与式が行われ、当会では小山支部の松井勤一郎氏が受賞されました。

次いで定時総会が午前１０時４５分から開催され、宮本連合会会長の挨拶の後、議案審議に入りました。

議案は以下の通りです。

第１号議案　平成１５年度事業報告
第２号義案　平成１５年度決算報告
第３号議案　日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）
第４号議案　平成１６年度事業計画（案）
第５号議案　平成１６年度予算（案）
第６号議案　日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正（案）
第７号議案　役員（理事）の補欠選任

第１号議案・第２号議案は一括上程され、事前に提出されている質問書に沿った答弁の後、再質問を受け賛成多数で可決されました。

第３号議案は「行政書士法の一部を改正する法律」による行政書士事務所法人化制度の創設に伴い改正するもので特別決議のため、議場を閉鎖後賛成者の起立により採決を行い、過半数以上の賛成により可決されました。

第４号議案・第５号議案は一括上程され同様に審議され可決されました。

第６号議案は、「行政書士法の一部を改正する法律」による行政書士事務所法人化制度の創設に伴い改正するもので、特に質問もなく賛成

多数により可決されました。

２４日の審議は６号議案で終了し、議場は休会となり、翌日９時から第７号議案の審議に入りました。

第７号議案は、一部議案修正があり、役員の補欠選任数が１名増え４名となりました。理事４９名のうち４名（富山会、栃木会、三重会、北海道会）が欠員となっていることから、会則第６条、第７条並びに役員選任規則第２条、第３条の規定に基づき、理事４名が補欠選任されました。当会からの理事も欠員となっていることから、当会においては岸会長が連合会理事として選任され、賛成多数により可決されました。

以上、提出議案はすべて原案通り可決承認され閉会されました。

詳細については、「日本行政」に掲載されることと思いますので、お読み頂きたいと思います。　（副会長　金敷　裕）

研修旅行について

福利厚生事業の一環である研修旅行について、前年度は冬期の雪の天童温泉への計画をしましたが、実施直前に前小林会長の逝去という不幸に遭遇したことから服喪として中止、延期いたしました。

今年度は喪明けとして前年度の雪は無いが、天童方面とすることで、例年の通り宇都宮支部と共催により、執行の運びになりました。特に早朝集合と種々の都合等により参加者は最終３８名となりました。

この執行に当たっての準備等について総務部の方、共催の支部役員の方々の楽しい旅行を目途とした計画についての配慮と数多くのご心労を頂きましたことに厚くお礼申し上げます。

さて、旅行の前日まで天候では台風の接近で案じられたが、幸い熱帯性低気圧になったものの強い雨雲の北上と報じられた。参集時刻に支障への不安を懐いたが降雨もなく幸先の良い出発となった。

車内ではバスガールの名調子の挨拶と岡井氏の司会、岸会長と斎藤宇都宮支部長の挨拶があり、高速道に入ってから車内の催しとする斎藤、市川両氏によるビンゴゲームが展開、車中ハラハラの連続、終わっての風影を眺め話題の弾みと疲れも生じさせない快速バス「花の山形、紅葉の天童」ならず、真紅に輝くサクランボに思いが走る。

何度目かの山形方面であるが天候の関係が蔵王山、山寺、出羽三山も雲に遮られて見られないが、車中での許される美酒１杯を傾けること、これまた旅の格別な醍醐味と言うことか。昼食を定義館でのアユ定食、朝が早いので昼食は待ち遠しく一段美味になった。

天候の関係から順路の一部変更があったが、芭蕉記念館での先哲になる筆跡の見事さに目を見張り、将棋の館では数々の駒の展示に昔日の下級武士の内職になると言う刻駒、驚き関心を

頻とする見学であった。

天童での宿泊は、日本庭園の見事な滝の湯ホテル。説では畑の井戸を掘っているとき温泉が噴き出たという。それにしても立派な宿泊施設が随分と出現したものです。

宿泊での夜の宴会では、進行役の巧みさも加わって一段と会場全体が盛り上がり、料理に美酒に酔い座する人、桃源郷に在る細く。日頃多忙な業務上の苦労も吹き飛んで夢心地のよう。明日からの業務推進に一段と力量発揮なされる思い。研修の成果かなと自問自答。

一夜明けての帰路。期待したチェリー園で桜桃の食べ放題。手の届く枝には食べ頃の実はなく、従業員の取った物を食べた。でも新鮮な品は誠に栃木では味わえない品だったし、童心に返って木に登っての食味は又格別だった。

高畠ワイナリーの試飲では車中の説明で貴婦人の銘柄が一番だと聴くも、高級品の試飲の量が少ないと不満顔。米沢での昼食は大河原屋。評判の牛のシャブシャブに舌鼓を打つ。各自土産品の品定めと購入に目を走らす。商品の価格でも、朝方ホテル前の露天が割安だったと車中の自慢話に花が咲く。車中でのビンゴに一喜一憂、楽しさで疲れも忘れ全員無事故で帰宅できたことを最大の喜びと同時に事業の完全執行と成功を心から協力各位に感謝を申し上げます。

（総務部　秋田　豊）

都計第１２４号
平成１６年６月４日

栃木県行政書士会　会長　様

栃木県土木部長　高　橋　　忍

平成１６年度屋外広告物講習会の開催について（依頼）

屋外広告物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、栃木県屋外広告物条例第２７条の規定により、平成１６年度屋外広告物講習会を開催することになりました。
つきましては、別紙「屋外広告物講習会開催のお知らせ」により、貴組合員の皆様にご周知いただきたくお願い申し上げます。

都市計画課事業管理担当
TEL　028－623－2463
FAX　028―623―2595

◆平成16年度屋外広告物講習会のお知らせ◆

栃木県

栃木県内で屋外広告業を営む方は、栃木県屋外広告物条例の規定により、各営業所ごとに屋外広告物講習会の修了者等を置くことが義務付けられています。
また、広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、簡易な広告物を除き、広告物に管理者の設置を義務付けられており、その管理者は、講習会修了者等でなければなりません。
そのため、これから屋外広告業を始めようとしている方、あるいは、現在屋外広告業を営んでいる方で営業所に講習会修了者等を設置していない方、又は広告物の管理者になろうとする方は、必ずこの講習会を受講してください。

１　開催日時　　平成１６年８月２７日（金）午前９時から午後５時まで
（受付は午前８時３０分～午前９時まで）

２　時間割

8：30	9：00	9：05	10：30	12：30	13：30	14：30	16：30
受付	開講	屋外広告物法規	屋外広告物の表示方法	休憩	屋外広告物の施工（建築基準法令に関する事項）	屋外広告物の施工（屋外広告物の施工と安全対策）	閉講

３　**開催場所**　　宇都宮市竹林町１０３０－２
　　栃木県庁河内庁舎　５階大会議室

４　**テキスト**　　「屋外広告物関係例規集」ほか
　　※受講時に配付いたします。

５　**申込期間**　　平成１６年７月２６日（月）から７月３０日（金）まで（必着）

６　**申込場所**　　栃木県各土木事務所管理部管理課
　　（申請書は各土木事務所にあります。）

７　**受講手数料**　３，６００円。受講申請書に栃木県収入証紙をちょう付してください。なお、申請書には写真のちょう付が必要になります。（申請前６か月以内に無帽子で正面から上半身を撮影した縦５ｃｍＸ横４ｃｍのもの１枚）

８　**講習科目の一部免除**

（１）次の資格を有する方については、講習会の課程のうち「屋外広告物の施工に関する課程」が免除されますので、屋外広告物講習会受講申請書に、いずれかに該当することを証する書面又はその写しを添付して下さい。

①　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第１項に規定する建築士

②　電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）第２条第４項に規定する電気工事士

③　電気事業法（昭和３０年法律第１７０号）第４４条第１項第１号から第３号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている方

④　職業能力開発促進法（昭和４４年法律第６４号）に基づく次に掲げる方

ア　公共職業訓練若しくは認定職業訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した方

イ　職業訓練指導員免許（帆布製品製造科に係るものに限る。）を有する方

ウ　技能検定（帆布製品製造科に係るものに限る。）に合格した方

エ　旧職業能力開発促進法に基づく養成訓練若しくは能力再開発訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した方

（２）その他、講習会終了者と同等以上の知識を有する者として、知事の認定を受けることができる要件を満たす方は、講習会の課程が一部免除となる場合があります。

９　**講習会修了証明書の交付**

全講習科目（８（１）の一部免除者は「屋外広告物の施工に関する課程」を除く。を受講した方には、講習会修了後、講習会修了証明書を交付します。

講習会の詳しい内容は、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

〒３２０－８５０１　宇都宮市塙田１－１－２０
栃木県土木部都市計画課事業管理担当　　℡０２８－６２３－２４６３
または各土木事務所管理部管理課

日行連発第５１７号
平成１６年6月9日

各　単　位　会　長　殿

日本行政書士会連合会
会長　宮　内　一　三
農林建設部
部長　河　崎　義　一

経営状況分析申請等の代行申請の取扱いについて

平成１６年３月１日施行の改正建設業法施行規則において、新しい経営状況分析申請書様式（様式第２５号の８）の記載要領に「「申請者」の欄は、この申請書により経営状況分析を受けようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第１９条の４第１項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。」という記載が入りました。同時施行の経営規模等評価申請書様式（様式第２５号の１１）の記載要領においても同様の表記がされております。それに伴い（財）建設業情報管理センター（以下「センター」という。）の「経営状況分析申請の手引き」において、代行申請でも委任状の写しが必要との記載がされました。

これに対し、当会では国土交通省建設業課に照会した結果を踏まえ、別紙１によりセンターに要望しました。それを受けてセンターでは国土交通省建設業課に確認し、別紙２により当会に回答がありました。

これらの文書を踏まえて、経営状況分析申請等の代行申請の取扱いについて、会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【別添文書】
・別紙１「経営状況分析申請における行政書士の代行申請の取扱いについて」（平成１６年５月７日・日行連発第３９６号／日行連会長→（財）建設業情報管理センター理事長）
・別紙２「経営状況分析申請における行政書士による代行申請の取り扱いについて（回答）」（平成１６年６月７日・建情管第３８号／（財）建設業情報管理センター理事長→日行連会長）

以上

別紙１

日行連発第３９６号
平成１６年5月7日

財団法人建設業情報管理センター
理事長　中　川　澄　人　殿

日本行政書士会連合会
会長　宮　内　一　三

経営状況分析申請における行政書士の代行申請の取扱いについて

日頃より当会及び各都道府県行政書士会の事業活動にご高配くださり、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

平成１６年3月１日の建設業法施行規則改正施行により、経営状況分析申請書の様式及び記載要領も改正され、それに伴い貴センターは新たに「経営状況分析申請の手引き」というパンレットを作成されました。その中で代行申請する場合においても委任状の写し等が必要との記載が入りました。その根拠は省令の記載要領に準拠したとのことでした。

行政書士の代行申請において、そのような書類を求めることは行政書士法及び行政書士法施行規則に照らして疑義があり、国土交通省建設業課に照会したところ、下記のような回答を得ました。

以後、行政書士の代行申請において、委任状の写し等が請求されることがないよう徹底願います。また、「経営状況分析申請の手引き」の当該記載の改訂を求めます。当会がこのような要望をすることについて、国土交通省建設業課は承知されております。

なお、行政書士の代行申請とは申請者の決定した意思表示を申請書等に記したうえ、申請者の委託により提出手続を代わって行う「使者」の概念に近いもので、代理申請と異なり、自ら代理人として提出書類の訂正等を行うことができないことを申し添えます。

記

質問１．様式第２５号の８、様式第２５号の１１共に、行政書士が代理申請をする場合、申請者欄に申請者名とともに行政書士名を併記し職印を押印するものとし、委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付するものと理解して良いか。（国交省の回答）お見込みのとおり。

質問２．様式第２５号の８、様式第２５号の１１共に、行政書士が代行申請をする場合、従前どおり申請者欄には申請者名の記名及び押印し、行政書士法施行規則第９条第４項に基づき末尾又は欄外に行政書士名を記名して職印を押印する。この場合は委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面が必要ないと理解して良いか。

（国交省の回答）お見込みのとおり。

以上

別紙 2

建情管第　３８　号
平成１６年6月7日

日本行政書士会連合会
会長　宮　内　一　三　殿

財団法人　建設業情報管理センター
理事長　中　川　澄　人

経営状況分析申請における行政書士による代行申請の取り扱いについて（回答）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当財団が実施する経営状況分析業務につきましてご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成１６年5月7日付け日行連発第３９６号でご依頼があった標記について、下記のとおりご回答申し上げます。

また、下記の運用につきましては、本日から取り扱うことと致しますので、貴管下の会員各位へも周知方よろしくお取りはからい頂ければ幸いです。

記

１　申請者から何らの権限についても委任を受けずに申請書等を作成するいわゆる「代行申請」と呼ばれる場合には、当該作成した者の氏名の併記、押印を求めないものとして運用します。
　また、この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付は不要です.

２　当財団のパンフレット「経営状況分析申請の手引き」につきましては、次回の改訂の際に所要の修正を行うことといたします.

日行連発第５１８号
平成１６年6月9日

各　単　位　会　長　殿

日本行政書士会連合会
会長　宮　内　一　三
農林建設部
部長　河　崎　義　一

建設業許可申請等の代理申請、代行申請の取扱いについて

ご存知のとおり、今般建設業法施行規則が２度にわたって改正されました（3月１日施行：経営事項審査申請関係等、４月９日施行：建設業許可申請関係等）。3月１日施行分の代行申請に関する取扱いについては、「経営状況分析申請等の代行申請の取扱いについて」（日行連発第５１７号・平成１６年6月9日）でお知らせしたところですが、４月９日施行分の取扱いについて、今般、下記のとおり国土交通省建設業課に確認いたしましたのでご案内いたします。

記

１．「経営状況分析申請等の代行申請の取扱いについて」（日行連発第５１７号・平成１６年６月９日）でお知らせした内容と同様になります。即ち、次のとおりです。

（１）行政書士が代理申請をする場合、申請者欄に申請者名とともに行政書士名を併記し職印を押印するものとし、委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付するものとする。
（２）行政書士が代行申請をする場合、従前どおり申請者欄には申請者名の記名及び押印し、行政書士法施行規則第９条第４項に基づき末尾又は欄外に行政書士名を記名して職印を押印する。この場合は委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面は必要ない。

※この取扱いが適用される対象申請書等及びその記載欄は、様式第１号（建設業許可申請書）の申請者の欄、様式第８号（専任技術者証明書）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合のみ）、様式第１１号の２（国家資格者等・監理技術者一覧表）の申請者・届出者の欄、様式第２２号の２（変更届出書）の届出者の欄、様式第２２号の３（届出書）の届出者の欄、様式第２２号の４（廃業届）の届出者の欄です。

２．なお、「改正法に伴う国土交通大臣の建設業許可申請等に係る取扱いについて」（日行連発第６３５号・平成１４年8月6日）でご案内した「行政書士による代理申請の取扱いについて」（平成１４年8月2日付け事務連絡・国土交通省建設業課許可係→各地方整備局等建設業係長）で示された指針について、国土交通省建設業課では、１のことも含めた整理・明確化を予定しています。新たな指針が出た際は、あらためて各単位会にご案内することとしておりますので、ご承知おき願います。

以上

日行連発第５４０号
平成１６年６月１５日

各単位会長　殿
各役　　員　殿

日本行政書士会連合会
会　　長　宮　内　一　三
総務部長　粟　蔵　富　雄

職務上請求書の様式について

標記の件について、今般、法務省民事局より、全国の市区町村によって組織される「全国連合戸籍事務協議会」から職務上請求書の様式に「請求に係る者の生年月日及びフリガナ」欄の設定を求める旨の要望があったとのことから、本会に同趣旨への協力要請がありました（別添１）。

各単位会におかれましては、同請求書の今後の印刷にあたっては、別添２の様式にて作成の上、頒布されるようお願いいたします。

なお、新様式への切り替えまでの間、従来の様式も有効といたしますが、その使用に当たっては、「請求に係る者の氏名・範囲」欄中への「請求に係る者の生年月日及びフリガナ」の表記を徹底するよう周知、指導方よろしくお願いいたします。

以　上

別添２

No.

戸籍謄本
住民票の写し　等職務上請求書

長　殿

平成　　年　　月　　日

請求の種別	戸籍・除籍・原戸籍	謄本・抄本	通
	住民票・除票・戸籍の附票	の写し	
	住民基本台帳の閲覧		
本籍・住所（1）			
筆頭者の氏名 世帯主の氏名（2）			
請求に係る者の氏名・範囲（3）	フリガナ		範囲
	氏名		
	年　月　日生		
住基法１２条４項による特別の請求事項（4）			
使用目的・提出先			
請求者 事務所所在地 資格 氏名	＊＊＊行政書士会所属 行政書士		
登録番号及び電話番号	登録番号 ＊＊＊＊＊＊＊＊号	電話番号 ＊＊＊－＊＊＊－＊＊＊＊	
使者 住所 氏名	請求者との関係（補助者） 印		

日本行政書士会連合会統一用紙
０３（３４７６）００３１

平成15年度関東地方協議会分科会報告 その5
車両運送事業関係

１．　車庫証明申請について

・支部単位にセンターを設置していますが、年々シェアーが下がっている傾向にあります。自販連と毎年協議会を開いていますが実績が上がらない状況です。
センターのユーザーに対する対応がお役所的になっている。（群馬会）
・センターが１カ所だけ存在している。全体的に行政書士の取り扱い件数は減少している。（長野会）
・申請書に委任状を添付することで申請者欄の左側に申請代理人の行政書士の記入と職印を押印することで、車庫証明の代理申請が可能になっている。自認書と承諾書についても行政書士の職印で訂正が可能です。（神奈川会）
・デーラーのお抱え行政書士が増えてきている。当初（１７年前）１件３千円の手数料だったが、現在安いところだと書類を書くだけで千円の手数料で行っているところもある。車庫証明部会の会員の取り扱い件数が減少している。委任状を添付することで、申請書の訂正が行政書士の職印で可能になっている。
デーラーの営業マンの勤務の実体に合わせた行政書士、センターの対応（運営）を検討する必要がある。（千葉会）
・デーラーとの結びつきが強いためデーラーが委任状に印をもらいにくい、申請書に直接印をもらう場合が多い。（埼玉会）
・委任状による代理申請はあまり進んでいない。委任状でできるように交渉中。（新潟会）
・申請書が現在２枚複写になっている。将来においては４枚複写になる予定。秋田会においてはデーラーと良好な関係にある。デーラー主催のオーナー会などに参加し６０％近いシェアーを占めている。（東京会）
・シェアーは約１０％。個々の行政書士が取り扱っている。報酬についてもばらつきがある。自販連と毎年協議を行っている。デーラーのブロック会などにも参加しているが、業績がなかなか上がらない状況です。（茨城会）
・県内に２５カ所の車庫証明申請センターが設置されています。約３０％のシェアーがあります。申請書の右下の欄外に申請代理の委任の印をすることで申請書の訂正ができるようになっている。（栃木会）

２．自動車登録について

・封印業務については、１年２ヶ月で２２件の受注とあまり実績が上がっていない。（群馬会）
・平成１１年に佐野支所の開設に伴い行政書士佐野自動車登録代行センターを設置し現在に至っています。シェアーは、約１０％です。（栃木会）
・陸運事務所については単位会が対応し、国土交通省については連合会が対応すればいい。しかし、関東運輸局に対応する行政書士の組織が存在しない。全国の各ブロック単位で官庁に直接交歩できる団体（例えば、関地協を強化した組織）を組織できないだろうか。（千葉会）

３．貨物自動車運送業について

・運送業の新規の許可は増加傾向にある。（大規模な企業が倒産すると小規模の運送業者が新規にいくつか申請してくる。）（千葉会）
・貨物自動車運送業の申請書についても、申請書の中欄に代理申請者を記入して代理申請ができる状況になっている。（神奈川会）

４．電子申請について

・平成１５年１１月２０日に群馬県行政書士会、群馬県、前橋市主催の電子申請・電子委任状に関する研修会を開催する。（群馬会）
・トヨタにおいては、ワンストップサービスに対応したＩ戦略を構築中。トヨタの系列と代行センターが組んで一元化したシステムを計画している。車庫証明の委任状、承諾書についてもスキャナーで読み込んで警察署に送信する方式が考えられている。一元申請で随時決済、全て決済が終わった時点で登録になる。税金についても月末に一括振り込みの方式になる見込み。行政書士にとって安易に構えられていない状況にある。（神奈川会）

５．その他（ゼンリンの地図について）

・東京会、鹿児島会、山梨会がゼンリンと契約を結んだ。（群馬会）
・行政書士という法の番人としては、著作権を認めてゼンリンと契約を結んでいる。１件証紙２００円。（東京会）
・平成４，５年頃にゼンリンは一部の人にコピー件を認めている。（神奈川会）
・関地協としては、明文化はしないがゼンリンとは契約を結ばない方針とする。

「副支部長の顔」

足利支部

「山紫水明」とは、足利の為にある言葉と思わせるくらい、恵まれた土地柄。７９名の会員を束ねる殿岡支部長を補佐すべく、努力しております。永く県の財務経理部を担当させていただいたと同じく、足利支部においても財務担当の副支部長との位置付けです。

とかく足利支部というと、大変ユニークな役員が多く(？)いつも県の総会、理事会をにぎわしているとのことですが、それだけ個性豊か、やる気があるのだと思い、一人ほくそえんでいます。

しかし、代々足利というと財務経理部を担った数学派であり、まじめなイメージも事実あります。総会等で、議案が通過し、執行部と思わずにっこりしあう、それが大きな喜びでもあります。会の活性化と発展の為に、支えられることができたら幸いと思っております。

牧野　稔

今期から副支部長という役職を仰せつかり、何かと勉強になっております。その役務は支部長の補佐や、下働きが主な仕事と思っておりましたが、その他に県行政書士会に９つある部会のいずれかに所属することが判りました。

そこで、業務開発部に所属させて頂きました。若い頃に、基本法の勉強をしてありましたので、この分野ならば少々お役に立てると思いました。

しかし、新分野を開拓し、収入に結びつけるのは簡単でない事が判りました。

けれども業務開発部は、今年も諸先輩及び部長そして部員(私も含めて)の熱意により、良いものが出来ると思います。この分野に参加し、お手伝いをする事が副支部長のつとめの一部と考えております。何卒宜しくお願い申し上げます。

廣田秀男

おじゃましま～す!

今回訪問したのは総務部の部員で、あるところ？では、「おーちゃん」の名で親しまれている宇都宮支部の岡井先生の事務所です。

誰にでも親しまれ、いつも笑顔でちょっと大きめ？の岡井先生は昔はすご～くスマートだったそうです。

簡単なプロフィールを紹介

□氏名　　岡井正樹
□事務所　宇都宮市桜１－１－１ＯＫＡＩビル３Ｆ
□入会年月　　１９９１年４月
□入会の動機　　弁護士になれなかったから？
□専門ｏｒ兼業　　専業
□得意業務　　開発関係

Ｑ　行政書士になって良かったことは？
独立して事務所をもてたこと。
仕事を通して人の信頼を得られたこと。
一言：偉い！
Ｑ　苦労していることは？
行政書士のＩＴ化に対応すること。
一言：けっこうＰＣ音痴かも？
Ｑ　モットーは？
誠実と嘘をつかないこと
一言：その通り！
Ｑ　趣味は？
ゴルフ
一言：かなり上手いようですよ～
Ｑ　好きな場所は？
那須、塩原、日光といった高原が好き、くじけたときや、むしゃくしゃしたときは、車を走らせて行っちゃいます。
一言：にあわね～？
Ｑ　特技は？
へたくそだけど、結構将棋は得意です。
一言：昔は体操選手で大車輪なんかもできたんだって？想像つかないな～
Ｑ　好きな色は？　　ブルー
一言：ん～今はブルーな気分なんだろうな～？
Ｑ　最後に一言
今回、また理事に就任しましたので、微力ですが書士会のために努力していきたいと思います。
一言：その調子、期待しているよ～

岡井先生は、大きく頼りがいのある感じと、その反面誠実でナイーブなところをのぞかせる、素直な人柄だと思いました。一言は取材した私がかってに付けていますが、きっと岡井先生なら怒らないと思います。そんな先生です。　　（広報部）

支局情報

【小　山】

小山支部定期総会開催

平成１６年５月７日（金）午後４時より、小山市立木のベルジューネ小山「粋・華」の間にて、小山支部定期総会が開催されました。会員数６０名、出席者２０名、委任状１９名。本部から掘越副会長、小山市長、小山市議会議員が来賓として参加され、総会は適性に成立し、議案に入りました。

第１号議案　平成１５年度事業報告
第２号議案　平成１５年度決算報告
第３号議案　平成１６年度事業計画案
第４号議案　平成１６年度予算案

について慎重審議の上、すべて承認可決されました。

財政の厳しい中、予算案と照らし合わせ今後の活動方向をどのようにすれば、より一層効果的な結果を出せるのかなど、貴重な意見も飛び交い、内容の濃い質疑応答が繰り返されました。以上をもって閉会され、その後、懇親会が開かれ会員間の親睦を深めました。

小山支部の今後ますますの発展と、皆仲良く和気藹々とした支部づくりをめざして一同前進していくしだいです。　（支局長　土方美代）

【宇都宮】

資産税税務研究会総会開催

６月１７日、第８回資産税務研究会総会がプラザインくろかみで開かれ、行政書士会から代議員１２人が参加した。

今回は宅地建物取引業協会で役員改選が行われたため、当研究会においても、宅建協会宇都宮支部長・有馬正孝氏が新会長に就任した。

総会には来賓として、宇都宮税務署から３名の、また栃木県行政書士会から金敷副会長の参加をいただいた。

税務署長の祝辞を受けて始まった総会は、昨年度の事業報告、今年度の事業計画案がそれぞれ報告・可決されて無事終了した。

（支局長　深見史）

宇都宮支部第２回理事会開かれる

６月１７日、本年度第２回目の宇都宮支部理事会が開かれ、本年度事業計画の具体的推進策について、積極的な意見交換がなされた。

支部では、行政手続き無料相談会を宇都宮市役所で月に一度行っているが、この相談会には多くの市民が訪れ、問題解決の糸口を得ている。こうした状況を見ると、無料相談会を行う機会をもっと多く持つことで、市民のニーズに応え、行政書士制度をさらにアピールできるのではないか、という提案があった。市内には行政や住民主導のさまざまな催しが行われている。そういう場に積極的に出ていこう！という姿勢を確認して、理事会は滞りなく終了した。

理事会に続いて、日政連宇都宮支部の幹事会も開かれ、運動方針などが報告・可決された。

（支局長　深見史）

１６年度税制改正研修会

６月17日、資産税税務研究会（宇都宮支部と宅建協会宇都宮支部共催）主催の研修会がプラザインくろかみで開かれた。

講師は、宇都宮税務署資産税課税部門連絡調整官・山口幸隆氏と個人課税第一部門上席国税調査官・佐藤美智雄氏のおふたり。

今年度の税制改正では、土地・建物を譲渡した場合の税率の引き下げが行われ、また長期譲渡取得の特別控除が廃止になるなど、講演に際して注意すべき内容がいくつかある。

消費税についても、１５年度改正で事業者免税点が一千万円に引き下げられたため、新たに課税事業者になる場合など、申告手続きにも格段の注意が必要だ。

短い時間ではあったが、必ず知っておかなければならない改正内容なので、出席者は講師の説明に真剣に耳を傾けていた。

（支局長　深見　史）

第３３次宇都宮市住居表示等審議会開催

平成１６年６月２４日午後１時、市役所１４Ａ会議室において、駅東第３土地区画整理事業区域内における住居表示実施に関する第１回目の審議会が開催された。今泉町及び今泉新町の一部について住居表示を実地しようというものである。我々の業務においてはもちろん地域住民にとっても、住居表示を実施することによりかなりの利便性がある。今後数回の審議会を経て、年度内には、新しい町割及び町名が誕生することとなる。決定次第、すぐに会員の皆様にご報告いたします。（宇都宮支部長　齋藤裕）

８月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１６年８月９日（月曜日）
　　午前１０時～午後３時
場　所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：嶋崎チイ子・岸　清美

【塩　那】

塩那支部定期総会開催

平成１６年６月６日（日）午後、那須郡馬頭町「いさみ館」において、塩那支部総会を開催しました。出席者は１２名。鈴木副支部長の開会の言葉、高野支部長挨拶と支部の状況を報告、来賓として塩那支部会員でもある宮嶋副会長が挨拶をされました。続いて新入会会員の紹介と挨拶があり、ただちに議案審議に入りました。

平成１５年度事業報告と決算報告、監査報告、平成１６年度事業計画案と予算案審議。平成１６年度の主な事業として、８月２９日支部研修会「相続税について」、１０月３日支部研修旅行は日帰りで実施し目的地は支部役員会で決定する。ことなどが承認決定しました。

約２時間の総会は活発な意見交換を経て無事終了し、特に研修内容について多くの意見がだされ会員各位の業務にたいする熱意を感じました。　（支局長　長谷川久夫）

運営協議会定期総会開催

平成１６年６月５日、宇都宮市の「ホテルニューイタヤ」において自動車車庫証明申請センター運営協議会の定期総会が開催された。

最初に渡邊会長代行が挨拶に立ち、次に来賓として出席された本会の岸会長と佐野登録代行センターの湯澤センター長が、祝辞を述べられた。

総会では、各議案が満場一致で承認可決され、特に「会長選任について」は、一年余り会長代行として職務を遂行されてきた渡邊副会長が会長に選任されたことで、新しい執行体制が整った。

電子申請化に向け情報収集、ホームページ作成、各センターの受注占有率のアップ等を本年度の事業計画に挙げ、計画遂行及び目標達成のためにその手腕が期待される。

（写真は挨拶する渡邊眞新会長）

運営協議会副会長　松本明

軽自動車協会との業務連絡会議

平成１６年６月１８日、軽自動車協会様との業務連絡会議が栃木市で開催された。

総会後初めての事業で、本会より岸会長、宮嶋副会長が、運協より渡邊会長、佐藤・松本両副会長が出席した。

冒頭、岩瀬栃木県軽自動車協会会長様が会場である栃木市の歴史を挨拶の中に入れながら、軽自動車車庫証明の届出の現状を説明。

次に本会の岸会長が挨拶、ここで改めて会長に選任された渡邊運協会長が紹介された。

議題の「軽自動車の保管場所届出の当面の諸問題」を配布された資料を下に検討し、届出率アップをどう実行していくかが重要な課題となった。

（運営協議会副会長　松本明）

支局かわら版

自然保護の中の水

―那須支部―

地球環境のなかで、人類が直面する最も大きな課題は「水」問題であると言われている。２０２５年には地球上の人口は８０億人に達するそうで、その場合４０億～５０億人が水不足にみまわれるといわれている。

気候変動の世界パネルの予測は、これまで２１世紀のうちに地球の気温は３．５度上がると言っていたが、今や５．８度も上がると修正した。

その結果、当然干魃が起こる、中国から中央アジア。西アジア、中東、アメリカなど、いわゆる畑作牧畜文明の地域に、それが起こると言われている。

その歴史の中に、二つの大きな文明があるという。一つは、森林を守る文明（水の循環系を守る）である。

そしてもう一つは、森林を破壊する（水の循環系を破壊）文明である。

どうして、このような水をめぐる相反する二つの文明ができたのか、それは、地球上に雨が均等に降らないことが大きな要因である。

我々の住むモンスーンアジアでは通年適当に雨が降っている。

ところが、西アジアでは、植物の生育しない冬にしか雨が降らないという。この違いが、人間の食物等の違いも生じたという。

雨が豊富なモンスーンアジアでは、米を作り、タンパク源に魚を食べる稲作漁労文明を育んだ。稲作には水を大量に使うため、この文明は森林を守り水の循環を守ることで成立してきた。

ところが、西アジアでは、水のかわりにミルクを飲み、麦で作るパンを食べて羊や牛の肉を食べるという畑作牧畜文明を育てた。

広大な耕作地と草原を必要とするこの文明は、たとえ意識しなくても自然に森林を破壊せざるをえないことになる。

自然保護こそ、今後最大の努力が必要と再認識するものである。（安田喜憲教授論宛参照）

私もかつて、自然公園（国立公園）区域の中で、上下水道の重要課題に、ほんの一端であったが体験したことから、現在も自然保護の成り行きを注目している。

環境省が主唱する第４６回自然公園大会が７月２８日（水）２９日（木）の２日間、箱の森プレーパークを中心に開催されます。

自然を守り、人と自然との豊かなふれあいを推進するために、毎年開催されている全国規模の祭典です。どうか４０数年に一度の大会です。塩原町会場にお越し下さい。

（支局長　君島健司）

◎お問い合わせ

塩原町観光課　0287－32－2914

交通アクセス案内図

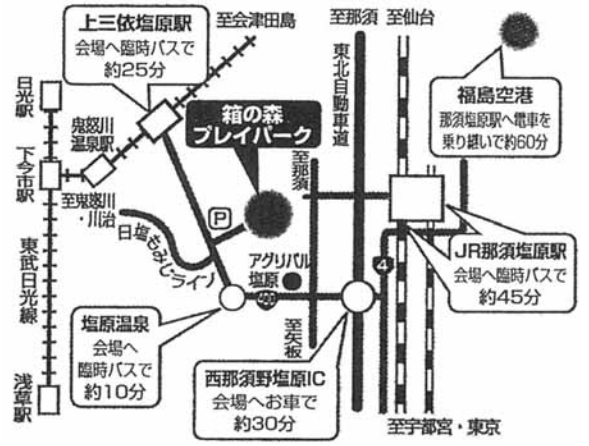

政連だより

第２４回日政連定期大会開催される

６月２５日（金）午前１０時３０分から日行連定期総会終了後、ウェスティン都ホテル京都で開催された。宮内日政連会長の挨拶の後、正副議長の選任が行われ、議長に大阪府支部の矢野政雄代議員、副議長に滋賀県支部の永井綾子代議員が選ばれ議事が進められた。

第１号議案　平成１５年度事業報告の承認について、第２号議案　平成１５年度決算報告の承認についてが一括上程された。この議案に対する質問として、今年も未加入会員に対する会費徴収問題が出されていた。第３号議案として日政連規約の一部改正が上程された。内容は、第６条の幹事４７名以内を幹事５０名以内に変更する件であった。第４号議案　平成１６年度運動方針案について、第５号議案　平成１６年度予算案について一括上程となり、会長のリーダ　ーシップの取り方に対する事や司法制度改革に対する日政連の役割についての質問があった。第６号議案で役員選任が上程され、欠員となっている４支部の幹事と第３号議案の可決により増員となった３名の幹事の名前が発表された（支部・氏名は下記の通り）。以上いづれも議案は原案の通り賛成多数で承認され決定した。

１１時３０分に閉会となった。

◎補欠選任

神奈川県支部　河東田史司
三重県支部　平野　勲
京都府支部　岡村　昭
富山県支部　野崎清好

◎会長推薦

東京都支部　小河原洋一郎
東京都支部　大久保直之
神奈川県支部　山田壮一

（日政連栃木会幹事長　宮嶋幸雄）

第２回目政連栃木会幹事会について

幹事会は理事会終了後、平成１６年６月１０日午後４時から幹事３７名中３２名の出席により、総務委員の斎藤幹事司会により浅野会長が議長となり署名人等理事会と同じ者を指名し、開催されました。

報告事項では、浅野会長から栃木会規約第６条第３項により副会長と幹事１名の欠員を生じたので補充する旨述べ、副会長に横山真氏、幹事に岡井正樹氏を指名し、承認された。

次に、委員会の構成と顧問の追加委嘱が報告。西方町議の山ノ井一男氏、書士会会長の岸宏氏を指名承認された。

次に平成１６年度の事業執行計画について、特に７月に予定される参議院議　員に立候補される当会の会員である簗瀬進氏と、矢野哲朗氏を推薦することの報告がなされた。事業計画については、少ない予算を有効に運用して初期の目的達成をしたいと述べ承認され、午後４時５０分閉会された。

（日政連栃木会副会長　秋田　豊）

政連日誌

●6月10日（木）●日本行政書士政治連盟栃木会幹事会
正副会長・幹事長・副幹事長・幹事
●矢野哲朗氏後援会総連合会・総決起大会
浅野会長　宮嶋幹事長　岸顧問

●6月11日（金）●簗瀬進氏中央総決起集会
浅野会長　横山副会長　金敷副幹事長　岸顧問

●6月24日（木）●簗瀬進氏出陣式
風間副幹事長

●6月25日（金）●日本行政書士政治連盟定期大会
浅野会長　秋田副会長　宮嶋幹事長

書士会日誌

―― 6月（主なもの） ――

１日	火	下野新聞社１２０周年記念式典	会長
５日	土	運営協議会総会	会長
８日	火	総務部会	会長 宮嶋副会長 秋田部長 市川副部長 齋藤理事 木下理事 岡井理事
９日	水	編集会議	金敷副会長 青木部長 小林副部長 清水理事 松本理事 新井専門部員
		会報校正	新井専門部員
１０日	木	理事会・幹事会	正副会長 理事 支部長 委員
１１日	金	研修旅行準備	市川副部長 齋藤理事 岡井理事
１２日 １３日	土 日	福利厚生事業研修旅行（山形） ↓	秋田部長 市川副部長 齋藤理事 木下理事 岡井理事
１７日	木	資産税務研究会総会	金敷副会長
		研修打ち合わせ	横山副会長 前澤部長
１８日	金	軽自動車協会との連絡会	会長 宮嶋副会長 運営協議会正副会長
		業務研修部研修会	嶋田副部長　講師：堀越副会長
２１日	月	業務研修部会	横山副会長 前澤部長 嶋田副部長 大谷理事 大槻理事 鈴木理事 渡辺（良）専門部員 鈴木（宏）専門部員 池葉専門部員
２３日 ２５日	水 金	日行連定期総会 ↓	会長 金敷副会長 横山副会長 堀越副会長
		電子入札研修	風間副委員長

平成１６年８月・９月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	８月予定日	９月予定日	土木事務所名	８月予定日	９月予定日
宇　都　宮	１８日（水） １９日（木）	２２日（水）	栃　　木	２５日（水） ２６日（木）	１６日（木）
鹿　　沼	２７日（金）	２８日（火）	大　田　原	２３日（月）	１７日（金）
烏　　山	２４日（火）	２１日（火）	日　　光	２０日（金）	２８日（火）
矢　　板	２７日（金）	２４日（金）	真　　岡	２６日（木）	２７日（月）
足　　利	２４日（火）	２４日（金）	佐　　野	２０日（金）	２７日（月）

平成１６年度　頒布品一覧

16年6月1日現在

	品　　名	売　価
用紙類	領収書	400
	戸籍等請求用紙	500
	事件簿	800
	預り証	380
	委任状（罫線のみ）	500
	建設業許可申請書	250
	〃　（様式１号）	20
	〃　（様式７号）	20
	〃　（８－１）	20
	〃　（８－２）	20
	〃　（１１－２）	20
	〃　（２２－２）	20
	〃　（２２－３）	20
	〃　（２２－４）	20
	〃　工事経歴書様式二号	20
	〃　工事経歴書様式二号の二	20
	〃　工事経歴書様式三号	20
	〃　営業年度	20
	〃　入力用紙	160
	〃　財務諸表（法人）	180
	〃　財務諸表（個人）	120
	経営事項審査申請用紙	500
	入札参加資格審査用紙	200
	農地法４条許可申請書	1,100
	〃　５条許可申請書	1,100
	〃　４・５条その２	700
	〃　３条許可申請書	900
	〃　３条許可その２	800
	〃　４条意見書	800
	〃　５条意見書	800
	〃　４条届出書	900
	〃　５条届出書	900
	〃　１の欄（氏名等）	1,100
	〃　２の欄（土地）	1,100
	行政書士バッチ	2,600
	補助者バッチ	1,050
	道路位置申請用紙（正・副）	20
	〃　図面（県用）	210
	〃　図面（市用）	210
	設計図（写）Ａ３	1,500
	設計図（写）Ａ４	1,200
	公　図（写）Ａ３	1,500
	公　図（写）Ａ４	1,200
	酒類販売免許申請セット	2,070
	アドちゃんクリアファイル(10校1組)	800
	アドちゃんテレホンカード	650
	アドちゃんパンフレット(1ｾｯﾄ50枚)	500

	品　　名	売　価
書籍類	農転の実務（許可基準編）	3,500
	小冊子　独立開業	50
	ＩＴ基礎パソコン入門	1,000
	書　　籍（委託品）	
	建設業許可の手引き（１７版）	1,985
	都市計画法・建築基準法の解説Ｑ＆Ａ	2,268
	財務諸表の作り方	1,900
	定期借家の仲介管理実務	1,134
	Q&A経営事項審査制度の解説（改訂3版）	1,795
	中堅建設業のためのIS09000S・14001	1,100
	経営事項審査申請の手引き(改訂4版)	1,420
	新風営法令基準集（改訂４版）	2,170
	やさしい公共工事入札の解説	2,000
	わかりやすい新借家制度相談の手引き	1,700
	定期賃貸住宅契約Ｑ＆Ａ	1,135
	定期借家制度の解説	1,515
	ＩＳＯマネジメントハンドブック	3,150
	公共工事入札・契約適正化法の解説	1,510
	建設業関係法令集（改訂２２版）	3,300
	建設業法解説	5,000
	解体工事業の登録申請の手引	1,320
	宅建業免許・登録の手続(改訂5版)	2,645
	自動車運転代行業適正化法の解説	1,320
	建設リサイクル法工事届出等の手引	570
	建設リサイクルハンドブック2004	1,325
	施工体制の適正化マニュアル	1,890
	公共工事入札・契約の適正化	630
	宅地開発令通知行政実例集	4,155
	開発許可ハンドブック	4,830
	詳解行政書士法	2,835
	少額訴訟	3,307
	定借ハンドブック	2,250
	国税・地方税不動産実務の税務	4,230
	相続税・贈与税の節税対策	3,420
	借地権課税実務辞典	3,150
	逐条解説行政手続法	1,530
	わかりやすい公職選挙法	1,620
	相続時精算課税制度	1,530
	Ｑ＆Ａ新時代の生前贈与と税務	2,250
	Ｑ＆Ａ相続実務全書（改訂版）	5,400
	最新車両制限令実務の手引	4,730
	公的個人認証のサービスのすべて	2,700
	最新法令の読解法（改訂版）	3,870

木もれび

よく、「人間の欲には切がない」といいますが、最近つくづくそう思う場面に遭遇します。私も一言に欲が悪いものだとは思いません。人間の文明がこれほどまでに発展したのは、人間の欲と探究心の賜物だと思うからです。しかし、「幸せ」に対する欲は日々人間の思考回路を麻痺させていくように思われます。不幸なとき（病気や人間関係で悩んでいるとき）は、小さな幸せでも人は幸せを感じます。しかし、小さな幸せに慣れてしまうと中位の幸せが来ないと幸せを感じず、中位の幸せに慣れてしまうとより大きな幸せが来ないと自分は不幸だと思ってしまうのです。結論からいえば、今いる自分の立場（環境）を幸せだと感じない人は、どの層の立場にいても不幸なのです。日々、自分の足に「今日も歩いてくれてありがとう」と感謝する人はいません。子供が生まれてくるまでは「五体満足なら馬鹿でもチョンでもいい」といいつつ、学校に入れば、やれ勉強ができない、運動ができないと不平不満をこぼします。もう一度「あたりまえ」の素晴らしさを再確認することで、「幸せ」は私たちの周りに溢れているに違いありません。　　（支局長　土方美代）

表紙写真　とちぎ蔵の街美術館

とちぎ蔵の街美術館は、およそ２００年前に建てられた土蔵３棟を改修し、美術館として現代によみがえらせ、平成１５年３月に開館。

「通称おたすけ蔵」として市民に親しまれてきたこの蔵は、現存する４００を超える蔵の中で最も古く大規模で、栃木の歴史を見つめてきた記念碑的な建物といえます。

人間国宝（重要無形文化財保持者）を中心とした現代陶芸作家と栃木市にゆかりの深い美術工芸作家の作品を収蔵し展覧するとともに、国内外の優れた美術作品も紹介します。

また、蔵の展示室ではこの蔵に関する歴史的資料を展示しています。

←展示室１

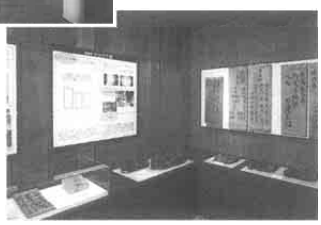

↑蔵の展示室

←展示室３

★所 在 地　栃木県万町３番２３号
　　ＴＥＬ　０２８２－２０－８２２８

★開館時間　午前９時～午後５時
　　（入館は４時３０分まで）

★休 館 日　毎週月曜日
　　（祝日の場合は開館し翌日休館）
　　祝日の翌日
　　（土曜・日曜・祝日の場合は開館）
　　年末年始（１２月２９日～１月３日）
　　展示替えの為の整理期間

★観 覧 料　展示会により異なりますので、展示会のチラシ等をご覧下さい。
　　一般／大・高校生　300円（200円）
　　小・中学生　　100円（50円）
　　身体障害者手帳をお持ちの方とその介護者１名、療育手帳をお持ちの方、未就学児は無料。
　　※土曜日は栃木市内の小・中学生は無料
　　（　）内は２０名以上の団体料金

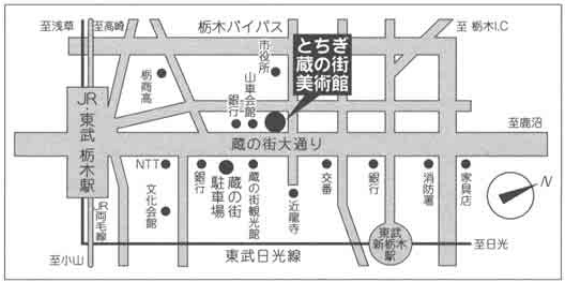

★交　　通　電車…ＪＲ両毛線栃木駅・東武日光線栃木駅から徒歩１５分
　　車……東北自動車道・栃木ＩＣから１０分

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】

（平成１６年６月３０日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	宇都宮	１８４０	H16.6.1	321-0138	宇都宮市兵庫塚３－４１－３３	028-688-5078	
	小平裕一	04121049				FAX 688-5079	
	宇都宮	１８４１	H16.6.15	321-0912	宇都宮市石井町７６３	028-656-0181	
	吉澤秀明	04121162				FAX 656-7090	
	鹿沼	１８４２	H16.6.15	322-0305	上都賀郡栗野町 大字口栗野９５１－２	0289-85-2720	
	阿部昌征	04121163				FAX 85-3904	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
栃木	大山賢司	H16. 6. 23	廃業				

【変　更】（事）は事務所

支部	氏名	会員番号	変更	新事務所・住所・Eメール	電話
宇都宮	小野幸夫	２２８	(事)	宇都宮市砥上町１５１－４	
栃木	須黒成好	１３４９	(事)	栃木市片柳町２－２－６１	0282-22-2035

お知らせ

第6回 宇都宮市長を囲む会

日時／平成16年９月10日(金)
午後６時～午後８時
場所／ホテルニューイタヤ ☎028-635-5511
主催／栃木県行政書士会宇都宮支部
◎尚、会費等は後日連絡致します。

会費の納入について

７月は第２期（７月～９月）会費と政連会費の納入月です。銀行、郵便局の自動引き落としをご利用になっている方は残高不足にご注意下さい。

事務局夏期休暇

８月14日(土)～16日(月)まで夏期休暇となります。

編集後記

関東地方の梅雨もそろそろ明けることで、これから夏本番の季節になってきます。夏と言えば子供の頃は、夏休みが楽しみで１ヶ月以上の長い休みに、何をしようかと胸をわくわくさせたものです。

子供の頃のあのわくわくした純粋な気持ち、忘れてないですか？

自分を遠くから見つめ直し、あの純な気持ちを思いだして、わくわくして夢がある紙面があってもいいのかな・・・

行政とちぎ　７月号No. 331

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番２２号
電　話 028 - 635 - 1411(代)
ＦＡＸ 028 - 635 - 1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広　報　部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の講読料は会費の中に含まれます。）